

高額療養費（高額医療費）の自己負担限度額

同月内に同一の医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請して認められると、自己負担限度額を超えた分は高額療養費として支給されます。70歳以上の方は、次表のように自己負担限度額（月額）の一部が引き上げられます。

●平成18年9月30日まで●

	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一般	12,000円	40,200円
現役並み所得者 (上位所得者)	40,200円	72,300円 + 医療費が361,500円を超えた場合、その超えた分の1% ※過去12ヶ月間に4回以上高額医療費の支給があった場合、4回目以降は40,200円



●平成18年10月1日から●

	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一般	12,000円	44,400円
現役並み所得者 (上位所得者)	44,400円	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合、その超えた分の1% ※過去12ヶ月間に4回以上高額医療費の支給があった場合、4回目以降は44,400円

※低所得Ⅰ・Ⅱの方は変更ありません。

療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担（1か月の費用の目安）

療養病床に入院する70歳以上の方は、これまで食材料費相当のみを負担していましたが、介護保険との負担の均衡を図るため、介護保険と同様に食費、居住費を負担することになります。

- 平成18年9月30日まで●
- ◇食材料費相当：2万4000円

- 平成18年10月1日から●
- ◇食費（食材料費および調理コスト相当）：4万2000円
- ◇居住費（光熱水費相当）：1万円

所得の低い人は負担が軽減されます

- ◇住民税非課税世帯：3万円
- ◇年金受給額80万円以下など：2万2000円
- ※いずれも食費、居住費を合わせた1か月の負担費用の目安

70歳未満の方

人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額

高額の治療を長期間継続して行う必要がある疾病の場合、1か月の自己負担額は1万円までとされていますが、慢性腎不全で人工透析を要する上位所得者については、自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられます。

高額療養費の自己負担限度額

今回の改正で、70歳未満の方は、次表のように自己負担限度額（月額）の一部が引き上げられます。

●平成18年9月30日まで●

	3回目まで	4回目以降※2
一般	72,300円 + 医療費が241,000円を超えた場合、その超えた分の1%	40,200円
上位所得者※1	139,800円 + 医療費が466,000円を超えた場合、その超えた分の1%	77,700円



●平成18年10月1日から●

	3回目まで	4回目以降※2
一般	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合、その超えた分の1%	44,400円
上位所得者※1	150,000円 + 医療費が500,000円を超えた場合、その超えた分の1%	83,400円

- ※1 基礎控除後の総所得金額などが670万円（平成18年10月からは600万円）を超える世帯
- ※2 過去12か月間に、世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。
- ※住民税非課税世帯の方の変更はありません。

福祉



タクシー費用助成・自動車ガソリン費助成の請求

対象 タクシーまたはガソリン費助成の認定を受けている方

助成限度額 1万5000円まで（平成18年4～9月分）

請求期間 10月1日（日）～10日（火）（9日（月）を除く）

請求に必要なもの 平成18年4～9月までの領収書（プリペイドカード方式で給油された方も領収書が必要です）・印鑑

問合せ 障害福祉課障害福祉係

東京都電・都バス・都営地下鉄無料乗車券の更新について

更新時の写真の用意は今後不要となりました。有効期限が平成18年9月30日までの乗車券をお持ちで、更新を希望する方は注意してください。

対象 身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方、生活保護受給世帯・児童扶養手当受給世帯の方など

※シルバーパスを持っている方には発行できません。

問合せ 障害福祉課障害福祉係

恩給欠格者、引揚者の皆さんへ

旧軍人などで恩給などを受けていない恩給欠格者の方、終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてこられた方に内閣総理大臣名の書状などを贈呈しています。

請求書類は、社会福祉課の窓口にあります。

資格要件などは、独立行政法人平和祈念事業特別基金へ問い合わせてください。

問合せ 社会福祉課庶務係／独立行政法人平和祈念事業特別基金 ☎0120-1234-9333 URL: www.heiwa.go.jp

子育て



乳医療証が新しくなります

10月1日から医療証が新しくなります。該当する方に新しい医療証を9月下旬に送付します。

今までの医療証は、子育て支援課へ返却してください。保険の種類、住所の変更があった場合、また、転出などで資格がなくなった場合は、子育て支援課へ連絡してください。

乳幼児医療費助成制度は、市内在住

の義務教育就学前のお子さんが健康保険により診療を受けたとき、医療費の自己負担分を助成するものです。まだ申請をしていない方は、9月30日（土）までに申請してください。

問合せ 子育て支援課子育て支援係

児童手当の手続きはお済みですか

児童手当法の改正により、平成18年4月から児童手当の支給対象年齢が小学校修了前まで拡大され、所得制限も緩和されました。

児童手当を受けるためには、子育て支援課窓口で認定請求などの手続きが必要となります。まだ手続きをしていない方は、9月30日（土）までに手続きをしてください。

支給額（月額）

- ◇第1子 5000円
- ◇第2子 5000円
- ◇第3子以降 1万円

※所得が一定額以上の場合、児童手当が支給されない場合があります。

※公務員の方は勤務先で手続きをしてください。

問合せ 子育て支援課子育て支援係

暮らし



宅地内の雨水浸透施設設置費助成制度を利用してください

雨水浸透施設を設置しませんか。設置された方から「効果が高い」と好評です。設置費の助成を行っていますので、気軽に問い合わせてください。

◆雨水浸透施設を設置されている方へ浸透施設の機能を低下させないために、定期的な清掃をお願いします。

問合せ 下水道課工務管理係

横田基地の演習

米軍横田基地で、次の日程に演習が行われる予定です。演習期間中は基地内でのサイレンや放送などが行われることが予想されます。

日程 10月2日（月）～6日（金）

市ではこれらの演習について、基地外に影響を及ぼさないようにすること、演習に関する情報を迅速に提供することなどを、国と米軍横田基地に要請しています。

問合せ 広域・協働推進課広域・協働担当

生け垣を作りませんか

市では、道路に面して初めて生け垣を設置する方、ブロック塀などを取り壊して新たに生け垣を設置する方に助成金を交付しています。

助成対象 道路幅員、樹木の高さなどが一定の基準を満たすもの

※不動産業者が業として設置するものなどは対象となりません。

※すでに工事着手、もしくは設置されたものは、助成の対象になりません。

助成金額 工事費の2分の1（限度額は20万円）

※詳しくは問い合わせください。

申請方法 公園緑政課で申請用紙などを配付しています。

問合せ 公園緑政課公園緑政係

親水公園の開園

水上公園の一部を使った親水公園は、9月4日(月)から開園しています。利用者の皆さんの安全を最優先に考え、水槽に水を入れておりません。あらかじめご了承ください。

※トイレは通常どおり利用できます。

問合せ 公園緑政課公園緑政係

スポーツ



活き活き体操教室

日頃身体を動かす機会の少ない方、明るく楽しい雰囲気の中で、身体も心もほぐしませんか。

リズム体操・タオル体操・ストレッチなどを行います。

日時 10月6日・13日・20日・27日（いずれも金曜日・全4回）午後2時～3時

会場 スポーツセンタートレーニングルーム

対象 市内在住・在勤の60～75歳の方

定員 25人（先着順）

参加費 400円

持ち物 運動に適した服装・室内用シューズ・タオル・飲み物など

主催 羽村市教育委員会

申込み・問合せ 9月17日(日)午前9時から電話でスポーツセンター ☎ 555-0033

※参加希望の方は早めに申し込んでください。

9月の市内ウォーク

日時 9月23日(土)午前8時～

※雨天の場合は中止

集合 午前8時までにスイミングセンターへ

※事前の申込みは必要ありませんので、直接集合してください。

コース 公園めぐりコース 5.6km

問合せ スポーツセンター ☎ 555-0033

スイミングセンターから指定管理者事業

◆飛び込みレッスン&タイム測定(9月10月期)◆

タイムを計って技術の向上を確認したい方、大会に出たいが飛び込んだことがない方など、ぜひ参加してください。

開催日 9月21日・28日、10月5日・12日（いずれも木曜日・全4回）

時間 午後4時～6時

定員 10人（先着順）

レッスン費 2000円（保険料込み）

※別途プール入場料がかかります。

申込み・問合せ 9月16日(土)から19日(火)までの午前9時から午後5時まで

にスイミングセンターへ ☎ 579-3210

◆誰でもかんたんエクササイズ◆

どの年代の方でも参加できる簡単な筋力トレーニングや軽体操です。

開催日 毎週水曜日

時間 午後2時～3時

定員 25人（先着順）

服装 トレーニングウェア・室内靴

※ジム券のみで参加できます。

※事前申込みは必要ありませんので、直接お越しください。

◆介護予防教室◆

主に中高年向けの教室です。

下半身の筋力強化やストレッチによる全身の柔軟性を高めていきます。

開催日 毎週木曜日

時間 午後1時30分～2時30分

会場 第2会議室

定員 20人（先着順）

参加費 1回300円

持ち物 バスタオル・水分補給用の飲み物（ふた付の容器を用意してください）

服装 運動のしやすい服装

※当日会議室前で受け付けます。

※事前の申込みは必要ありませんので、直接お越しください。

問合せ スイミングセンター ☎ 579-13210

審議会等の傍聴



第7回羽村市長期総合計画審議会

日時 9月22日(金)午後6時～
会場 市役所4階特別会議室
定員 10人(希望者多数の場合は抽選)
※直接会場へお越しください。
問合せ 企画課企画担当

第2回羽村市地域包括支援センター運営協議会

日時 9月25日(月)午後7時30分～
会場 市役所4階特別会議室
定員 5人(先着順)
※直接会場へお越しください。
問合せ 高齢福祉介護課地域包括支援センター係

第6回羽村市環境審議会

日時 9月26日(火)午後1時30分～
会場 市役所2階203会議室
定員 5人
※事前に連絡してください。
問合せ 環境保全課環境保全係

瑞穂斎場組合から



平成19年春の完成に向け、利用者の利便性を高めるための火葬炉、待合室および駐車場の増設工事が始まりました。業務を行いながらの工事のため、利用者の皆さんにはご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。
※車を利用の際は、国道16号(瑞穂バイパス)「瑞穂斎場入口」よりお越しください。

問合せ 瑞穂斎場組合 ☎557-10064

羽村ふれあい地域づくり 公社から



紅葉シーズン コミュニティハイキング

日光の戦場ヶ原へ紅葉を求めてハイキングに行きませんか。

実施日 10月14日(土)

定員 45人(応募者多数の場合は抽選)

※抽選日10月10日(火)

参加費 5200円(バス代・保険代・資料代込み)

持ち物 昼食・飲み物・雨具など

申込み 10月2日(月)から9日(月)までの

午前9時から午後5時にコミュニティ

社会福祉協議会から



赤い羽根共同募金のお願い

今年で赤い羽根共同募金は60回目を迎えます。

10月1日から始まる赤い羽根共同募金にご協力をよろしくお願いします。

皆さんの「たすけあい精神」に支えられる共同募金は、地域福祉活動や民間社会福祉施設・団体を支援する資金、災害義援金などとして活用されます。

募金期間 10月1日(日)～31日(火)

募金活動

■街頭募金 10月1日(日)小作駅、

2日(月)・3日(火)羽村駅・小作駅で行

います。

■各戸募金 各町内会・自治会で

協力が各戸訪問を行います。

■その他 福祉センターをはじめ市内公共機関の窓口に募金箱を設置

します。

問合せ 社会福祉協議会総務課総務係
☎554-0304

＼お詫びと訂正＼

広報はむら9月1日号11ページ「NEWSスポーツ大会で活躍」で、羽村第一中学校男子ソフトテニス部の選手「萩田晃人さん」は「萩田晃士さん」の誤りです。
訂正してお詫びいたします。

官公署から



都立羽村高等学校公開講座剣道入門

初めて剣道をする方を対象に、礼法や木刀、竹刀の握り方、基本技能を教え、剣道の良さを体験してもらいます。

日時 10月14日(土)・15日(日)・21日(土)

午前9時～正午(21日は午後1時まで)

会場 都立羽村高等学校剣道場

定員 16人(応募者多数の場合は抽選)

申込み・問合せ 9月20日(水)(必着)

までに、往復はがきに口座名・住所・氏名・年齢・性別・電話番号を記入し、〒205-10012羽村市羽4-152-1都立羽村高等学校公開講座係へ☎555-6631